

重要事項説明書

**指定認知症対応型共同生活介護 事業所
〔介護予防指定認知症対応型共同生活介護〕
(短期利用) 医) 今野病院 グループホーム青葉**

当事業所の概要及び、ご提供するサービスの内容、契約上の注意事項等ご説明させて頂きます。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人 完光会 今野病院
主たる事務所の所在地	大牟田市末広町5番地2
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 今野 里美
電話番号	0944-52-5580

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医) 今野病院 グループホーム青葉
介護保険指定番号	福岡県4071500922
所在地	大牟田市青葉町12番地11
電話番号・FAX	TEL 0944-55-0777 (青葉Ⅰ) 0944-52-6725 (青葉Ⅱ) FAX 0944-55-0777
管理者	旗手 なつ美

3 事業所の目的と運営方針

事業の目的	医療法人 完光会 今野病院 今野里美が設置するグループホーム青葉（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を確保する事を目的とする。
運営方針	指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民とのもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス の提供に努めるものとする。 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適

	<p>切にサービスを提供する。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。</p> <p>5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の設備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介]を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介]の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。</p> <p>8 前7項のほか、「大牟田市指定密着型サービスに関する基準を定める条例」、「大牟田市指定密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するもとする。</p>
--	---

4 定 員

利用者の定員	2名 (ユニット毎1名×2ユニット)
--------	--------------------

5 居 室

居室の種類	室数
1人部屋	18室 (9室×2ユニット)

6 主な設備

設 備	室 数
食堂	2室 (1室×2ユニット)
台所	2室 (1室×2ユニット)
浴室 (脱衣室含む)	2室 (1室×2ユニット)

7 職員の体制

従業者の職種	人数	区分				常勤換算人数	職務の内容		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1		1			0.5	青葉Ⅰ・青葉Ⅱ ユニット管理		
計画作成担当者	3	1	1	1		2.0	ケアプラン作成		
介護従事者	15	11		4		13.8	入居者の介護		
看護職員	3	2		1		2.8	看護の業務		

8 職員の種類・勤務体制

従業者の種類	
管理者	
計画作成担当者	
介護支援専門員	
介護従事者	
看護師・准看護師	
勤務体制	
日勤	午前8時30分～午後5時30分
早出	午前7時45分～午後4時45分
遅出	午前9時30分～午後6時30分
夜勤	午後5時00分～午前9時00分

- 1) 管理者 1名 (青葉I・青葉II)
- 2) 介護職員 日中は利用者3名に対し1名、夜間は夜勤勤務者1名 (ユニット毎)
- 3) 看護職員 1名 (ユニット毎)

営業日時 365日午前8時30分から午後5時30分電話等により24時間連絡可能

9 介護保険による自己負担分

別紙参照

10 その他の利用料

別紙参照

11 医療連携協力機関

(医) 完光会今野病院 (在宅療養支援病院)

12 医療連携協力機関

(医) 完光会今野病院：一般診療

(医) 静光園第二病院：精神科

大黒町デンタルクリニック：歯科 以上を協力医療機関として連携。

13 利用者の秘密保持

- 1) 施設従業者は正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2) 退職者等が上記の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講ずる。
- 3) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、予め文書により入居者及びその家族から同意を得る。(入居の際の契約書に盛り込んであります。)

14 身体拘束について

- 1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと)を記録するものとす

る。

2) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

15 虐待防止について

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 グループホーム青葉 管理者 旗手 なつ美

2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

5) サービス期間中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

16 相談・苦情の対策

事業者は、ご利用者から相談・苦情等に対応する窓口を設置し、迅速にかつ適切に対応します。

- 1) 施設の出入口に苦情・要望についての意見箱を用意しております。
- 2) 苦情・意見等を関係部署にて検討し、方針を決定し改善します。
- 3) 苦情・意見等の記録は台帳に保管し再発の防止に役立てる。
- 4) その他、各市町村の窓口、国民健康保険団体連合会の窓口もございます。
- 5) 各事業所の苦情受付

大牟田市保険福祉部福祉課介護保険担当 TEL 0944-41-2683

FAX 0944-41-2662

国民健康保険団体連合会介護相談サービス係

TEL 092-642-7859

FAX 092-642-7857

グループホーム青葉 管理者 旗手 なつ美

TEL/FAX 0944-55-0777 (青葉Ⅰ) 0944-52-6725 (青葉Ⅱ)

17 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービスの提供の過程において発生した場合、迅速に対応します。

1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は速やかに市（保険者）に報告します。

2) 処理経過及び再発防止策

処理の経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市（保険者）に報告します。

なお、軽微な事故であっても、検証を行い、再発防止に努めます

18 緊急時における対処方法

1) (医) 今野病院の職員とグループホーム青葉の職員は常に連携を図り緊急時の対応に対処する。

2) 夜間等の緊急の相談に備え必要な関係機関と連絡方法を確保しておく。

3) 総合病院

大牟田市立総合病院

社会保険天領病院

19 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議などにおいて、その対策を協議します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

20 事業継続計画

業務計画（B C P）の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

21 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）おおむね3か月に1回研修、訓練を開催します。その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底します。

2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と訓練を年2回実施する。

22 ハラスメント対策

事業所は、職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施などを行います。

* 同意書 *

私 _____ (家族又は代人 _____) は
貴施設より重要事項の説明を受けましたことと、重要事項説明書の交付により内容等に
同意することを確認いたします。

令和 年 月 日

利用者 住 所〒 _____ TEL _____

氏 名 _____

代筆者 住 所〒 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

TEL _____ 携帯 _____

家族又は代理人

住 所〒 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

TEL _____ 携帯 _____

事業所 所在地 〒836-0897 大牟田市青葉町12番地11

名称 医) 今野病院 グループホーム青葉 印

グループホーム青葉 管理者 旗手 なつ美

事業者 所在地 〒836-0874 大牟田市末広町5番地2

名称 医療法人 完光会 今野病院

代表者名 今野 里美